

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年5月7日(火)午後1時30分から3時05分

2. 開催場所 辰野町役場 2階第6会議室

3. 出席委員(16人)

会長	1番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2番	赤羽 則子
委員	3番	三浦 淳
	4番	上島 貞章
	6番	足助 聰美
	7番	下田 節子
	8番	野澤 修一
	9番	根橋 英男
	10番	根橋 鉄雄
	11番	竹淵 光雄
	12番	宇治 昭三郎
	13番	有賀 勝英
	14番	宮原 光平
	15番	小澤 浩矩
	16番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議案第1号 農地法の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 専決事項について

4月許可決定の4条1件、5条4件については、長野県農業会議から4月16日付けで許可相当の答申があったので、許可指令書を交付した。

農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出について

農地法第18条第6項の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 飯澤 誠

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実

書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

## 7. 会議の概要

### <尾坂会長>

皆さんあらためて、こんにちは。農繁期の大変忙しい中、皆さん方には、委員会総会にご出席いただきまして大変ありがとうございました、ご苦労様でございます。問題になっておりました TPP につきましても、4月の中旬に日本の参画交渉、参加ということが決められたところでございますが、その具体的内容はまだわかりませんが、農業においては大変厳しい状況じゃないかなと、今より良くなるってことはまずありえないかなと思っているところであります。そのようなことを踏まえて、農林水産省では4月23日にですね、24日の新聞を見ますと、農業強化策といたしまして農地の集約に向けて新しい仲介組織、機構を各県に設置するというようなことが出ておりました。これにつきましてもどういふようになるかわかりませんし、今までやってきました人・農地プランについて、その整合性についても全然わかりません。今後これらにつきましても注目していかなければならないと思います。それにつきましてもまた皆さん方にいろいろの面でのご審議をいただくことになるかと思っておりますけれどもよろしくお願ひします。本日のこの総会の後、地方事務所の方に講師になっていただきまして、研修会を開いてもらいますので皆さん全員の参加をお願いしたいと思います。また、その後初めての顔合わせ、この前に総会をやっておるわけでございますが、やはり委員として皆さんのコミュニケーションをしっかりとりたいということで懇親会を用意しておりますのでまた改めて全員の皆さん方のご出席をお願い申し上げます簡単ではございますがあいさついたします。大変ご苦労様です。

それでは座って議事をさせていただきたいと思ひます。農業委員の任務や役目等につきましても、3時から研修会の中で十分に説明があるかと思ひますのでそちらのほうでまた研修していただきたいと思ひます。では3番目の議事録の署名人の指名でございますが、前回の第1回のとき指名しませんでした改めてここでお願いするわけですが、3番の三浦淳さん、4番の上島貞章さんをお願いしたので、よろしくお願ひいたします。本日の議事録の署名人の指名でございますが、5番の中村智子さん、6番の足助聰美さんに指名いたします。よろしくお願ひいたします。それでは、4番の議事に入らせていただきます、議案第一号、農地法の規定に基づく許可について、事務局お願ひいたします。

### **【議案第1号、3条の規定による許可について、1番～8番朗読】**

#### <足助事務局次長>

(詳細説明に入る前に農地法の説明)

1番、所有権の移転でございます。

大字平出...番地にお住まいのAさん所有の、大字樋口字窪畑...番、地目は登記現況とも田、面積1089㎡と、大字樋口字窪畑...番、地目は田、1292㎡、大字樋口字窪畑...番、地目は田、470㎡、大字樋口字窪畑...番、地目は畑、

123 m<sup>2</sup>、以上4筆を、大字伊那富…番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は45aで下限面積を超えております。また、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、栗澤委員と下田委員から意見書をいただいております。ご審議のほうよろしく願いいたします。

<尾坂会長>

はいわかりました。ただいま事務局の方から説明がありましたけれども、農業委員の方で現地立会いをやった方。

<16番栗澤委員>

4月6日に下田委員と二人で現地を見たんですけれども、境も全部きちっと決まっています異議ありません。事務局で説明したとおりであります。

<尾坂会長>

はい、わかりました。現地立ち会った結果、境界等しっかりしていると、その辺については問題ないということでございますが、皆さん方のご意見ご質問等ございましたら。許可することに異議ありませんが。（「異議なし」の声）許可することにいたします。次に3ページ、お願いします。

### **【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】**

<足助事務局次長>

（説明に入る前に転用許可の説明）

それでは4条であります。

1番、大字平出…にお住まいのAさんが、上平出…番地、地目は田、面積125m<sup>2</sup>に、一般住宅を新築するための申請でございます。現在申請者は申請地隣地の自宅に暮らしておりますが、この住宅を子に贈与し、申請者家族は申請地とその隣接の宅地部分をあわせた土地に自分の住宅を新築したいという計画でございます。申請地はいずれの農地区分用件にも該当しないので農地法第4条第2項②の消極的2種のうちであります。集落接続で許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、赤羽職務代理、栗澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは4条につきまして赤羽代理さんお願いします。

<赤羽職務代理>

それでは、2番赤羽が説明させていただきます。(地図により場所の説明)Aさんが4月19日お昼のときに見えまして、説明がありました。そしてその日の夕方栗澤委員とともにこの現地を調査いたしました。図面を見ていただくとわかりますが、Aさんの自宅のすぐ横にあります、ご自分の農地へ家を建てたいというものです。お隣の別の方の農地とはずっと空きがありますので、お隣の農地にも影響がないということです。そして地籍調査もきちっとしてありますし、隣地の方からも許可をいただいているということで、見させていただきました。そして道路についても、左側にも道路がありますし右側にも自分であけた道路があります。そして下水道上水道とも配管してありますので条件も満たしているのではないかとということで、私達は見させていただきました。ご審議の程よろしく願いいたします。

<尾坂会長>

ただいま説明していただきました。何かご質問等ございましたら。現地は国調やってしっかり境があるということです。何かご意見等。「異議なし」の声)はい、異議なしという声があったので許可することといたします。どうもありがとうございました。続きまして5条お願いいたします。

### **【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～3番朗読】**

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富…番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字青木…番地、地目は田、面積145㎡を、大字伊那富…番地にお住まいのBさんが使用貸借し、事務所および倉庫用地とするための申請でございます。借受人は自宅で電気工事業を自営しておりますが、業務拡張に伴い事務所および倉庫が必要となり、土地を探したところ適地がなく、父親に相談したところ父所有の申請地を借りることとなりました。申請地は、上下水道の埋設された道路沿道で500メートル以内に2つ以上の公共公益的施設、羽北保育園と辰野南小学校がありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、野澤委員、有賀委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

どうもありがとうございました。それでは現地を立ち会いました、野澤委員の方から説明をお願いいたします。

<8番野澤委員>

はい、4月13日に有賀委員と現地の確認をいたしました。境界につきましては事前に周辺の所有者と立会いが済んでおりまして、境界ははっきりしております。(図面により場所の説明)この転用に伴いまして周辺農地への影響はほとんどないと思われまますので、許可することは適切かと思われまます。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。この土地につきましてのご意見質問等ございましたら。(意見なし)意見が無いようですので許可することといたします。いいですかね。(「はい」の声)はい、どうもありがとうございました。次、2番について説明願います。

<足助事務局次長>

2番、使用貸借県の設定でございます。

大字上島…にお住まいの A さんが所有いたします、大字上島字上島…番、地目は畑、面積 74 m<sup>2</sup>と、大字上島字上島…番、地目は畑、32 m<sup>2</sup>を、大字上島…にお住まいの B さん、C さん、D さんが連名で使用貸借し、一般住宅の新築をするための申請でございます。借受人は現在貸付人宅を間借りし同居をしておりますが、手狭なため自己の住居を建築したく、適地を探しましたが実家近くには適地がなかったため実家隣接の申請地を使用貸借し住宅を新築する計画でございます。申請地は、いずれの農地区分用件にも該当しませんので、農地法第5条第2項第 2 号の消極的2種農地ですが集落接続で許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、三浦委員、根橋鉄雄委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

三浦委員お願いします。

<3番三浦委員>

4月23日に根橋委員と二人で現地で説明を受けまして、見たところ(地図により場所の説明)境もはっきりしており許可することが望ましいと思われまます。以上です。

<尾坂会長>

はい、どうも説明ありがとうございました。ただいまご説明がございましたが、ご質問やご意見等ございましたら。(「異議なし」の声)異議なしという声がございましたので、許可することといたします。どうもありがとうございました。では3番お願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、使用貸借権の設定でございます。

大字樋口…番地にお住まいの A さんが所有いたします、大字樋口…番地、地目は畑、面積 271 m<sup>2</sup>を、伊那市野底…にお住まいの B さんが使用貸借し、一般住宅の新

築をするための申請でございます。譲受人は現在家族とアパート暮らしをしておりますが、実家近くに自己の住居を建築する目的でございます。申請地は、いずれの農地区分用件にも該当しませんので、農地法第5条第2項第2号の消極的2種農地ですが集落接続で許可はやむをえないと判断いたしますこの件につきましては、栗澤委員、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは現地を確認しました栗澤委員から説明いただきます。

<16番栗澤委員>

それではお伝えします。4月18日に下田委員と現地を確認いたしました。境ははっきりしていて道もあります。(図面により場所の説明)母屋の隣でありますので、水道もあります、排水もしっかりしていますので異常はありません。

<尾坂会長>

ただいま栗澤委員から説明がありました。ご意見ご質問等ございましたら。「(異議なし)の声)異議なしということでございます。許可することといたします。どうもありがとうございました。以上をもって議事の第1号議案につきましてはすべて許可といたしました。ありがとうございました。続きまして議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について事務局よろしく願いいたします。

### **【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<足助事務局次長>

(議案説明の前に利用権設定について説明)

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計15件、21筆、面積は合計で19,843㎡です。いずれも、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご審議よろしく願いいたします。

<尾坂会長>

ただいま事務局の方から説明がございましたが、審議といっても一応こういう形でもって届出があったわけですね。それについて事務局として問題なかったということでございますので、何か質問等。

<8番野澤委員>

これ、字まで書いてあるけれども必要なかったら、空欄のところもあるけれども、必要なかったら入れないとか全部入れるとかどっちかにしたらいい。字無いところはしょうがないけれど。

<千田書記>

できるだけ入れるようにします。

<尾坂会長>

基本的には字があるところは記入していただくようにしてください。申請者に言っていたかと思いますが。その他ありますか。

<7番下田委員>

水金とは。

<千田書記>

お水のお金のみということだと思われます。

<尾坂会長>

その他ありますか。無いようですのでこれにつきましては以上です。許可することを決定します。次に報告事項をお願いします。

## 報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、4月許可決定の4条1件、5条3件につきましては、長野県農業会議から4月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出について、2件、議案書の通りでございます。また、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について、2件届出がありました、議案書のとおりでございます。内容については携帯用無線基地局ということで、いずれにつきましても、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

はい、ありがとうございました。ちょっとお願いがありますけれども、農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出とはどういうものであるかちょっと説明をしてください。(資料により千田説明)

(その他農地法の手続きの流れや農業委員の任務等について質疑応答)

その他

○安心・安全・おいしい味噌作り体験事業について

○次回農業委員会開催日 6月3日(月) 午後1時30分～ 役場第6会議室

○委員会終了後地方事務所農政課平澤課長補佐を講師に研修会

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印